鎌倉市公私連携型保育所等
整備運営事業者　募集要領

令和８年８月

（令和８年 10 月８日　一部修正）

鎌倉市教育委員会こどもみらい部こどもみらい課

目次

第１章 事業及び施設の概要 1

１　募集について 1
２　定義 1
３　事業概要 1

第２章 本事業にあたっての条件等 4

４　協定の締結 4
５　公私連携保育法人の指定 4
６　整備運営事業者が運営する事業及び条件等 5
７　大船保育園の移管事業 6
８　整備運営事業者が整備する施設の条件等 7
９　建設手順等 9
10　土地及び建物等の取扱 9
11　補助金及び運営費 10

第３章 応募及び審査選定 12

12　応募資格 12
13　募集要領の公表 12
14　現地見学会 12
15　質問の受付 13
16　エントリーシートの提出 13
17　応募の手続き 13
18　提出書類 14
19　審査選定等 15
20　全体スケジュール 17

第４章 その他 18

21　その他留意事項 18

鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者　募集要領

第１章 事業及び施設の概要

１　募集について

鎌倉市（以下「市」という。）では、平成 30 年（2018 年）５月に策定した「鎌倉市拠点保育所整備方針」に基づき、鎌倉市立 大船保育園（以下「大船保育園」という。）の機能と役割について、民間事業者による施設整備と事業運営の移管を行うこととしています。

今回、大船保育園の機能と役割の移管等、及び地域子育て支援拠点施設について、市の指定する事業計画地においての施設整備をし、その後の事業運営を行う民間事業者を募集します。

２　定義

この募集要領に記載する用語の定義は、次のとおりです。

⑴　公私連携型保育所

公私連携型保育所とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下同じ。）第 56 条の８第２項に規定する協定（以下「協定」という。）を締結して設置されるものであり、市が設置運営主体である民間事業者（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物などを無償又は廉価による貸付とその他の支援を行うとともに適正な運営が行われるよう人員配置や提供する保育及び子育て支援事業に関与しながら運営する保育所。

⑵　地域子育て支援拠点施設

地域子育て支援拠点施設とは、児童福祉法第６条の３第６項に規定する、就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行い、地域の子育て家庭を支援する事業を運営する施設。

⑶　整備運営事業者

協定の締約者であり、市が指定する公私連携保育法人であり、かつ⑵の運営を実施する法人。

３　事業概要

⑴　事業概要

本事業は、市の指定する事業計画地に、整備運営事業者が、大船保育園の機能と役割を果たし、かつ地域子育て支援拠点施設を併設した新たな施設を整備し、その後の運営を行うもの。

市は事業計画地の貸付を行い、保育所については公私連携型保育所に位置付ける。整備運営事業者は地域子育て支援拠点施設と併せて、運営を行う。

整備運営事業者は、協定による公私連携型保育所の運営期間満了後、原則として、事業に向けて整備した施設を自らの費用と負担により解体し、更地にして、市に返還するものとする。

募集施設の種別		児童福祉法に定める公私連携型保育所 児童福祉法に定める地域子育て支援拠点施設
建物・施設の名称		建物名　仮称）新園舎 施設名　仮称）新大船保育園 　　仮称）第二大船子育て支援センター 　建物名及び施設名の名称及び愛称は、公益性と中立性を鑑み、市と協議のうえ決定すること。
事業計画地(市有地)		鎌倉市小袋谷一丁目 171 番３外５筆
	敷地面積	894.83 ㎡
	地目	宅地／雑種地
	都市計画区域	市街化区域
	用途地域/防火地域	準工業地域　建築基準法第 22 条区域
	建ぺい率	60％
	容積率	200％
	その他	鎌倉市都市計画高度地区第３種高度地区 宅地造成等工事規制区域
	現況	空地
	方法	借地借家法(平成３年法律第 90 号)第 23 条第１項の規定に基づく事業用定期借地権の設定契約による有償貸付とする。 公正証書の作成にかかる費用一切は、整備運営事業者が負担する。
実施事業		「６　整備運営事業者が運営する事業及び条件」のとおり。 これを基本として、他の実施事業の提案を妨げない。
事業規模		「６　整備運営事業者が運営する事業及び条件」のとおり。 これを基本として、他の事業規模の提案を妨げない。
自主事業		地域の子育て環境の充実に資すると見込まれる、子ども・子育て支援事業の実施について、施設計画との整合性を図ったうえで提案することができる。 ただし、提案された事業の実施を保障するものではない。
地域住民等への説明		保護者や地域住民等から説明会の開催などの要望があった場合は誠実に対応すること。 選定後は、地域住民等に対して、速やかに事業計画や運営内容等について適宜説明や調整を行うとともに、地域住民等からの要望に配慮し可能な限り対応するものとし、苦情・紛争があった場合は、整備運営事業者の責任において、誠意を持って対応すること。 整備運営事業者は、施設整備計画や工期等について市と協議し、保護者や地域住民等を対象とする説明会を、整備運営事業者の責任において開催すること。　工事施工に当たっては、地域住民等に対して、着工前に工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど、近隣・地域への影響に十分配慮すること。

⑵　運営する公私連携型保育所等について

ア　開設年月日（予定）

公私連携型保育所　　令和 11 年（2029 年）４月１日

地域子育て支援拠点施設　令和 11 年（2029 年）７月１日

イ　公私連携型保育所

３号認定	０歳児	８人	合計 80 人
	１歳児	10 人	
	２歳児	12 人	
２号認定	３歳児	15 人	
	４歳児	17 人	
	５歳児	18 人	

設定された定員までの入所を約するものではない。実際の定員は、移管を受ける大船保育園の在園児全員が入所できることを前提に、地域の待機児童及び保留児童の状況を踏まえ、市と整備運営事業者の協議によって決定する。

ウ　地域子育て支援拠点施設

児童福祉法第６条の３第６号に規定する、就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行い、地域子育て支援拠点事業を実施する施設（一般型）の運営。

第２章 本事業にあたっての条件等

４　協定の締結

児童福祉法第 56 条の８第２項の規定により、市と協定を締結します。なお、協定締結に関し必要な費用は、全て整備運営事業者の負担とします。

⑴　協定期間

協定の期間は、協定締結の日から令和 42 年(2060 年) 3 月 31 日までとし、公私連携型保育所の運営期間は、令和 11 年(2029 年) 4 月 1 日から令和 41 年(2059 年) 3 月 31 日までとする（30 年間)。なお、期間満了後の更新については、別途協議することとする。

⑵　協定事項

ア　協定の目的となる公私連携型保育所等の名称及び所在地

イ　公私連携型保育所等における保育等に関する基本的事項

ウ　市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

エ　協定の有効期間

オ　協定に違反した場合の措置

カ　その他公私連携型保育所等の設置及び運営に関し必要な事項

⑶　協定に関する留意事項

次のいずれかに該当した場合は、協定を解除する。

ア　保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（予め市の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く)。

イ　市の承認を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所等を協定に定める保育等その他の事業以外の用に供した場合。

ウ　市の承認を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所等の用地の形状を変更した場合。

エ　市の承認を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所等の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合。

オ　公私連携型保育所等を転貸した場合。

カ　前各号に定めるほか、協定に関し背信となる行為を行った場合。

５　公私連携保育法人の指定

市は、協定の締約者に対し公私連携保育法人に指定します。

⑴　保育所の設置の届出

公私連携保育法人として指定された後、令和 11 年(2029 年) 4 月 1 日の公私連携型保育所運営開始までの市が指定する期日までに、市を経由して、神奈川県に保育所の設置認可の届出を提出すること。

⑵　指定の取消

公私連携型保育所等の運営を適正に行うため、市の指導・指示に従わない場合、上記期間中においても公私連携保育法人の指定を取り消すことがある。

６　整備運営事業者が運営する事業及び条件等

（＊別添 募集要領細則を参照）

整備運営事業者自らが、以下の事業を運営するものとします(整備運営事業者は、⑴及び⑵の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとします)。

⑴　公私連携型保育所

ア　公私連携型保育所の設置及び運営

保育所保育方針(平成 29 年３月 31 日 厚生労働省告示第 117 号)等に基づき実施すること。

大船保育園の移管事業を実施すること(「７　大船保育園の移管事業」のとおり。)。

この整備運営に合わせて、現在運営している既存の保育所等が市内に所在する場合は、減員又は廃園としないこと(既存の保育所等の移転等による応募は認められない。)。

㈠　産休明け保育(生後２か月以上の児童の保育)

㈡　延長保育事業

「延長保育事業実施要綱」(令和６年４月１日こ成保第 225 号 こども家庭庁成育局長「延長保育事業の実施について」)等に基づき実施すること。

㈢　配慮が必要な児童への対応

障がい児等、配慮が必要な児童を受け入れること。

㈣　給食及び補食の提供

全ての年齢に対し、施設内調理による完全給食を実施すること。また、食物アレルギー(複数の食材に起因する場合を含む。)や宗教上の理由により他の児童と同一の給食を喫食できない場合は、保護者と面談の上、適切な給食を実施すること。

㈤　鎌倉市内の小規模保育事業所の連携施設となるよう努め、協力を求められた場合は、当該小規模保育事業所との連携の締結に向けて協議すること。

イ　一時預かり事業(一般型)

「一時預かり事業実施要綱」(令和６年３月 30 日５文科初第 2592 号、こ成保第 191 号 文部科学省初等中等教育長、こども家庭庁成育局長)等に基づき実施すること。

ウ　保育情報の提供、相談及び助言

児童福祉法第 48 条の４第１項等に基づき実施すること。

エ　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

児童福祉法第６条の３第23項に規定される乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)を実施すること。

オ　医療的ケア児の受入事業(看護師常駐型)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和３年法律第 81 号)、鎌倉市「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」(令和８年３月)等に基づき実施すること。

カ　その他、整備運営事業者(公私連携保育法人)が行う自主事業（休日保育、年末年始保育、病児・病後児保育など）

⑵　地域子育て支援拠点事業(一般型)

「地域子育て支援拠点事業実施要綱」(令和６年３月 30 日こ成環第 113 号 こども家庭庁成育局長「地域子育て支援拠点事業の実施について」)４-⑴の基本事業等とともに、地域の子育て

拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組及びその他整備運営事業者が行う自主事業を実施すること。

⑶　その他、整備運営事業者が行う自主事業

7　大船保育園の移管事業

公私連携型保育所の運営開始(開所)の前日における大船保育園の在園児について、保護者が引き続き利用を希望する場合は、公私連携型保育所の開設後も当該利用者を引き継ぐこととします。

⑴　引継ぎ保育等

整備運営事業者(公私連携保育法人)は、保育、その他の業務を円滑かつ的確に引き継ぐため、市と協議を行うとともに、次の措置を講じること。引継ぎ保育等に係る費用は、市の予算の範囲内で、別途業務委託契約を締結し、対象経費を支払う。整備運営事業者にあっては、引継ぎ保育等に必要な人員を確保すること。引継ぎ期間は、令和 10 年(2028 年) 4 月 1 日から令和 11 年(2029 年) 3 月 31 日までの期間のうち、市と整備運営事業者の協議により決定する。

ア　児童に関する保育健康・発育などの記録を基に、個々の児童の状況等を把握し、保育園に入園する児童及び当該児童の保護者との信頼関係を構築することを目的として、整備運営事業者(公私連携保育法人)の雇用する保育士等が市の保育士と合同で保育を実施し、児童一人ひとりの状況を適切に引き継ぐこと。

イ　保育目標、保育計画、指導計画等のほか、各クラスにおける保育内容や園児の受入れ、引渡しなどの日々の保育の流れ、給食、保健衛生、安全対策、保護者・地域との関係など保育所運営全般について継続性に十分な配慮を行うものとすること。

参考)移管する大船保育園の概要(令和８年(2026 年) 4 月 1 日現在)

名　称	鎌倉市立大船保育園		
所在地	鎌倉市大船二丁目 10 番 24 号		
最寄駅	JR 東海道線「大船駅」　下車徒歩８分		
敷地面積	998.00 ㎡	延床面積	692.42 ㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造　地上２階建て １階：事務室(1)、保育室(5)、調理室(1)、沐浴室(1) ２階：更衣室(1)、職員休憩室(1)、遊戯室(1)		
利用定員	80 名（令和８年４月１日） （０歳８名、１歳 10 名、２歳 12 名、３歳 15 名、４歳 17 名、５歳 18 名）		
利用園児数	75 名（令和８年４月１日時点） （０歳４名、１歳 13 名、２歳 13 名、３歳 12 名、４歳 17 名、５歳 16 名）		

鎌倉市立大船保育園の保育事業等		
開園時間		
	保育標準時間(月～土)	7:00～18:00
	保育短時間　(月～土)	8:30～16:30
	延長保育時間(保育標準時間:月～金)	18:00～19:00
	延長保育時間(保育短時間　:月～金)	なし
休園日		
	原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から１月３日まで)を休園日とする。	
給食		
	月曜日から金曜日までは給食とし、離乳食については土曜日も給食を行う。	

※　公私連携型保育所への移管後は、別紙募集要領細則によるものとする。

⑵　小規模保育事業所との連携

大船保育園は、下表の小規模保育事業所での保育の提供を受けていた満３歳以上の児童を、当該保育の提供の終了に際して保護者の希望に基づき、大船保育園において受け入れる連携園として位置づけている。整備運営事業者（公私連携保育法人）は、運営移管後も引き続き、同小規模保育事業所と連携協定を締結すること。

名称	所在地	受入予定児童数（最大）
保育室ハピネス	鎌倉市小袋谷二丁目１番５号	２名

⑶　三者協議会

必要に応じて、市の指示により、保護者代表、整備運営事業者（公私連携保育法人）、市で三者協議会を設置し、移管後の保育及び運営等について、協議することとする。整備運営事業者（公私連携保育法人）は合意形成を図らなければならない。三者協議会は、整備運営事業者（公私連携保育法人）が主催すること。

⑷　保護者説明会への出席等

市からの要請があれば、市の開催する保護者説明会に、整備運営事業者（公私連携保育法人）の代表者等を出席させること。

⑸　大船保育園に勤務する会計年度任用職員（保育士、保育補助又は施設スタッフ等）が、整備運営事業者（公私連携保育法人）による雇用を希望する場合は、保育の連続性の確保のため、当該者の採用を前向きに検討すること。

８　整備運営事業者が整備する施設の条件等

事業計画地に整備する施設は、整備運営事業者が自ら発注し、令和 11 年４月の公私連携型保育所の開設までの間に整備することになります。（令和 11 年４月１日の開所に向けた準備期間を確保するため、令和 11 年２月末日までに施設整備を完了させ、関係法令等に基づく必要な手続き（建築基準法に基づき検査済証、消防法に基づく消防用設備等検査済証の取得など）を完了させる必要があります。）

事業計画地は整備に際し、開発行為が必要となります。

事業計画地に現存している電柱の移設等については、整備運営事業者が設置者と協議を行い、要する費用は、整備運営事業者の負担とします。

事業計画地に現存している隣地境界にあるフェンス等や、埋設物や地中障害物が発見された場合は、整備運営事業者の負担により撤去を行うものとします。

⑴　公私連携型保育所

施設整備に当たっては、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年１月 11 日条例第５号）等に適合すること。

児童の活動に支障がない十分な広さの屋外遊戯場を設けること。

調理室を設け、調理室で調理を行うこと。調理室は、安全衛生面に配慮したうえで、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。

「６　整備運営事業者が運営する事業及び条件」⑴ ア ㈦ 配慮が必要な児童への対応 を実施するにあたって、より良い保育環境の実現のための施設整備に努めること。

「６　整備運営事業者が運営する事業及び条件」⑴ エ 乳児等通園支援制度 を実施するに当たり、鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年 10 月１日条例第７号）等に適合すること。

「６　整備運営事業者が運営する事業及び条件」⑴ オ 医療的ケア児の受入事業 を実施するに当たり、必要なスペースを確保すること。

⑵　地域子育て支援拠点事業

「６　整備運営事業者が運営する事業及び条件」⑵ 地域子育て支援拠点事業 を実施するに当たり、必要な施設整備を行うこと。

ア　親子交流スペース

概ね 20 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さとし、利用者が利用するスペースの有効面積は概ね 120 ㎡～150 ㎡を確保すること。

イ　授乳室、ベビーベッド、流し台及び相談室等

利用者が使用するトイレ、授乳室やベビーベッド、おむつ替えスペース、調乳するための流し台を設けるなど親子が快適に過ごせる設備を配置すること。また、子育て等に関する相談ができる相談室を設けること。ただし、相談室については、施設内に整備する別の相談室があれば兼用可能とする。その他、乳児が遊べる遊具等を用意すること。

ウ　スタッフの事務スペース等

電話による相談に応じ、ホームページやＳＮＳ等を通じての情報発信ができるスペースを設けること。電話による相談を受ける際にプライバシーの保護が保てるようにすること。

⑶　送迎用等駐車場及び駐輪場等

送迎による渋滞等で近隣地域への影響に配慮し、駐車場は事業計画地内に５台以上確保すること。そのうち、車椅子使用者駐車区画を１台設けること。なお、車椅子使用者駐車区画の幅は、350 センチメートル以上とする。また、駐輪場は事業計画地内に 10 台以上確保すること。

ベビーカー置き場を事業計画地内（建物内）に確保すること（雨にあたらない場所に設置すること）。

なお、保護者の送迎車両の安全対策に努めるほか、地域住民との交通問題を生じさせないよう努めること。

⑷　その他の条件

ア　⑴及び⑵のそれぞれが施設利用者の管理ができるようにすること。

イ　関係法令の遵守

施設整備に当たり、関係法令、県及び市の条例など、関係規定の基準を満たすこと。

児童福祉法（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省））、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例、等

ウ　設計に当たり、鎌倉市まちづくり条例、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例等、鎌倉市関係条例等については、必ず事前に鎌倉市関係部署に相談し、その指示に従うこと。

エ　設計に当たり、日照や、運営に際して生ずる音の対策など、近隣への環境面に配慮した計

画とすること。

⑺　施設内部の音や声について、周辺環境への影響を最小限とするよう、開口部の位置やサッシにペアガラスを用いる等の対策を行う他、室外機等の位置や向きには特に注意し、必要に応じて囲いをつける等の対策を行うこと。

⑻　調理室や廃棄物等置き場からの臭気について、周辺環境への影響を考慮し、排気口やその位置、向きに注意し、必要な対策を行うこと。

オ　設計に当たり、児童の健やかな発達に配慮し、鉄道の走行に伴う騒音及び振動を勘案するとともに、良好な音環境の確保のため、遮音及び吸音に配慮した計画とすること。

カ　建築基準法による保育所用途として、設計を確定する前に、鎌倉市関係部署、消防署、保健所等に相談し、その指示に従うこと。

キ　ＪＲ東日本の線路付近における工事のため、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社と事前協議を行い、その指示に従うこと。

ク　整備運営事業者の負担により、開発許可や建築確認申請等の必要な協議・手続きを行い、所要の許可等を得ること。

ケ　上記に要する費用は、整備運営事業者が負担すること。

９　建設手順等

整備運営事業者の負担により、開発許可や建築確認申請等の必要な手続きを行い、所要の許可等を得てください。

⑴　建設手順

令和 11 年(2029 年) 4 月 1 日から事業運営を開始できる(令和 11 年４月１日の開所に向けた準備期間を確保するため、令和 11 年２月末日までに施設整備を完了させ、必要な手続を完了させること。)よう、市と協議の上、工期を設定すること。また、建設期間中の工事車両の出入りに伴う安全管理は徹底すること。

⑵　説明会等の実施

整備運営事業者は、今後の施設整備計画及び運営計画について、市と協議の上、保護者や地域住民向けの説明会を開催すること。また、近隣住民から説明会の開催等の要望があった場合には、誠実に対応するとともに、基本設計の立案に当たっては、市と近隣住民等の要望を反映できるよう検討すること（保育所(特殊建築物)、屋外遊戯場、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、災害対応、調理室からの臭気対策等)。

10　土地及び建物等の取扱

⑴　土地（貸付物件）

ア　契約形態等

借地借家法第 23 条第１項に規定する事業用定期借地権設定契約とします。また、契約に当たっては、公正証書により契約書を作成し、その作成等に要する費用は整備運営事業者の負担とする。

イ　貸付期間

貸付期間は、公私連携型保育所等の運営期間である令和 11 年(2029 年) 4 月 1 日から令和 41 年(2059 年) 3 月 31 日まで(30 年間)とその前後に係る園舎等の建設工事期間及び運営期間満了後の園舎解体工事期間を含む期間とし、契約の締結日から令和 42 年(2060 年) 3 月 31 までとする。また、貸付期間満了後の契約の更新については、別途協議する。

ウ　貸付料

年間貸付料　＝　3,274,000 円

貸付料は、固定資産税額、経済情勢、近隣賃料の動向等の大幅な変動により、市又は整備運営事業者が不相当と認めた場合は、双方協議の上、改定することができるものとする。

エ　維持管理

貸付物件の維持管理は、整備運営事業者による善良な注意を持って適切に維持管理することとし、維持管理に係る費用は、整備運営事業者が負担する。

オ　契約不適合の免責

契約締結後、貸付物件について、整備運営事業者が業務を履行するに当たり支障となる事項があることが判明しても、整備運営事業者は市に対し、別段の定めがある場合を除き、貸付物件の補修、不足分の引き渡しによる履行の追完、賃貸料の減額、損害の賠償の請求、契約の解除、その他一切の契約不適合責任の履行を請求することができないものとする。

カ　貸付物件の返還

貸付期間満了時や整備運営事業者の都合により貸付に係る契約を解除したとき又は整備運営事業者の責めに帰することにより市が貸付に係る契約を解除したときは、整備運営事業者の負担により、直ちに貸付物件を原状回復し、市に返還する。ただし、市が必要と認めたときは、貸付物件を市に現状有姿にて返還する。なお、その場合であっても園舎等の買取請求権は発生しないものする。

⑵　建物

整備運営事業者が新設することとし、建設に必要な法令等による許認可手続についても整備運営事業者が行うこと。また、基盤整備が必要な場合は、整備運営事業者の負担により工事を行う。

園舎等については、整備運営事業者の責任及び負担において、運営開始後 30 年間にわたり、安定的かつ安全に維持管理及び運営を行うことができる状態を確保するものとする。また、貸付物件と隣地との境には、児童の安全を考慮し、整備運営事業者の負担により貸付物件内に柵等を設置すること。

⑶　物品

大船保育園で使用している物品類については、市と協議の上、公私連携型保育所等の運営のため有効活用できるものは、無償譲渡する。

11　補助金及び運営費

条件に適合し、かつ市の予算の範囲内において、補助金等の交付等を実施します。

国の制度改正等により内容が変更となる場合があります。また、市の予算成立状況で交付等の可否が決定されるものであり、金額等は変更となる場合があります。

⑴　公私連携型保育所

従来の保育所運営に関する制度に変更又は特例はない。

ア　施設整備

鎌倉市就学前教育・保育施設整備交付金事業費補助金交付要綱に基づき、「就学前教育・保育施設整備交付金要綱」（令和５年８月 22 日　こ成事第 466 号　こども家庭庁長官）により、施設整備の経費の一部を補助する。

イ　運営費（施設型給付費）

毎月初日の年齢ごとの在籍児童人数に応じて、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第６条第１項に規定する施設型給付費及び利用者負担額を合わせた額を委託費として支払う。

⑵　地域子育て支援拠点事業

ア　施設整備

国、県の要綱等に基づき、地域子育て支援拠点施設の整備及び初度調弁に対する補助金を予算の範囲内で交付する。なお、国県又は市の基準変更等により、補助金の見直しが行われる可能性がある。

⑺　鎌倉市地域子育て支援拠点施設整備費補助金交付要綱に基づき、「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（令和５年８月 22 日　こ成事第 370 号　こども家庭庁長官）により、施設整備の経費の一部を補助する。

⑴　鎌倉市地域子育て支援拠点開設準備経費補助金交付要綱に基づき、「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（令和７年３月 11 日　厚生労働省発社援 0311 第７号、厚生労働省発障 0311 第５号、厚生労働省発老 0311 第２号　厚生労働事務次官）により、施設整備の経費の一部を補助する。

イ　運営費

地域子育て支援拠点施設の運営は、市と整備運営事業者が毎年度、「（仮称）大船小袋谷　地域子育て支援拠点運営に関する協定」を締結し、市が整備運営事業者に負担金を支払う。

運営費は、同協定の締結に当たって、整備運営事業者が人件費等を含む見積額を算出し、市と協議のうえ、市が決定する。

第３章 応募及び審査選定

12　応募資格

応募資格を有する者は、応募時点において、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とします。

⑴　社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人であること。

⑵　本募集要領に係る公私連携型保育所等を自ら実施する法人であること。

⑶　児童福祉事業に見識を有し、公私連携型保育所とそこで実施する様々な子育て支援に関する事業を運営するために必要となる十分な資力、技術的能力等を有し、継続的に安定した事業を遂行できること。

⑷　令和８年(2026 年) ９月１日時点において、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下「認可保育所等」という。）の運営実績が 10 年以上あり、法人本部の所在地が神奈川県又は東京都内であること。

⑸　過去５年間に所管庁から改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令(改善後１年以上適切な運営がなされている場合を除く。)又は認可取り消しがなされた等、運営実績において重大な問題がないこと。

⑹　児童福祉法第 35 条第５項第４号のいずれにも該当しないこと。

⑺　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。

⑻　令和８年(2026 年) ９月１日時点において、鎌倉市入札停止命令等取扱基準による指名停止等を受けていないこと。

⑼　民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑽　⑴の法人の役員等又は法人を構成する者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 11 号）第２条第２号の暴力団、同条第４号の暴力団員等、同条第５号の暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

13　募集要領の公表

市ホームページ内にて、令和８年(2026 年) ８月 17 日(月)から 11 月 11 日(水)まで。

鎌倉市役所本庁舎１階こどもみらい課窓口での閲覧は、同日から８月 31 日(月)までの土、日、祝日を除く午前９時から午後５時まで。

14　現地見学会【事前予約制】

大船保育園及び事業計画地の現況等を確認するための現地見学会を開催します。応募予定の者は、事業者単位で、ご予約のうえ可能な限り出席してください。

⑴　日　　時　　令和８年(2026 年) ９月 29 日(火)(予備日　９月 30 日(水)、10 月１日(木))

⑵　会　　場　　鎌倉市立 大船保育園（鎌倉市大船二丁目 10 番 24 号）及び
事業計画地（鎌倉市小袋谷一丁目 171 番３外５筆）

⑶　内　　容　　現地見学（参加者は１事業者につき３名まで）

⑷　申　　込　　令和８年(2026 年) ９月 14 日(月)から９月 17 日(木)午後５時までに、「現地見学会参加申込書」【様式８】に必要事項を記入の上、こどもみらい課宛てへ電子メールで送信することとし、電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。

E-mail： koshise@city.kamakura.kanagawa.jp

⑸　そ の 他　　現地に駐車スペースはないため、公共交通機関等を利用すること。出席の際は、事業者名を特定できる社章等は、身に付けないこと。30 分程度を予定。現地見学会での質疑応答は受け付けない。

応募者多数の場合、開催日及び開催時間を調整することがある。

15　質問の受付

⑴　受付期間　　令和８年(2026 年)10 月１日(木)～10 月５日(月)午後５時

⑵　提出方法　　「質問書」【様式９】を 14⑷の電子メールアドレス宛てへ送信すること。電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

なお、電子メールの件名は、「質問（事業者名）」と記載の上、送信すること。

⑶　回答方法　　提出された質問に対する回答は随時(令和８年(2026 年)10 月 14 日(水)まで)市のホームページ上に公開する。(質問のあった法人名は公表しない。)

⑷　そ の 他　　意見表明や質問内容が不明瞭なもの、応募資格を有しないことが明らかな者からの質問については、回答しないことがある。

電話等での直接の質問には、回答しない。

16　エントリーシートの提出

応募する可能性がある者は、「エントリーシート」を提出してください。

⑴　受付期間　　令和８年(2026 年)10 月 20 日(火)午後５時まで

⑵　提出方法　　「エントリーシート」【様式８】を 14⑷の電子メールアドレス宛てへ送信すること。電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。

17　応募の手続き

⑴　受付方法　　予約制（提出日時を各日午前 10 時、午後１時 30 分、午後３時の中から第３希望まで記入し、E-mail：koshise@city.kamakura.kanagawa.jp まで送信すること。希望日時が重複した際は先着順とする。)

⑵　受付期間　　令和８年(2026 年)11 月４日(水)～11 月 11 日(水)（土、日、祝日除く）

⑶　提出部数　　正本１部、副本 10 部

⑷　提 出 先　　指定された日時に、鎌倉市役所本庁舎１階こどもみらい課に直接持参すること。郵送等による提出は受付しない。

⑸　提出形式

ア　書類の順番は、18 提出書類 に記載する順番に綴じること。

イ　表紙・目次を付けるとともに、各書類にはページ番号を付け、左綴じとし、書類名（略称可）

が分かるように右端にインデックスを添付して、Ａ４判のファイルに綴じること。

ウ　正本の表紙のみに事業者名を記載すること。その他の副本（写し）10 部は、審査資料となるため、事業者名、代表者氏名、ロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成すること。

⑹　その他

ア　受付期間以外は受け付けない。

イ　受付期間後の提出書類の変更や追加は認めない。ただし、市が指示した場合はこの限りではない。

ウ　提出書類は必ず提出先に持参するものとする。

エ　応募の受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出するものする。

18　提出書類

応募に際して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

⑴　鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者公募申込書【様式１】

⑵　法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
（経営理念や事業概要、組織図、法人パンフレット等）

⑶　法人の沿革を記載した書類【参考様式１】

⑷　法人が運営している施設の一覧（認可保育所等を 10 年以上運営していることを示す資料）【参考様式２】

⑸　法人代表者の履歴書【参考様式３】

⑹　法人の理事、監事及び役員等の名簿【様式２】

⑺　定款

⑻　全部事項証明書（登記簿謄本：履歴事項全部証明書であること）

⑼　事業提案書【様式３】

⑽　施設の整備の資金計画書【様式４】

⑾　残高証明書

⑿　保育所運営に係る収支予算書（保育所開園後の２か年度（令和11年度及び令和12年度））【様式５】

⒀　資金収支計算書（直近３期分）

⒁　事業活動計算書（直近３期分）

⒂　貸借対照表（B/S）（直近３期分）

⒃　⒀、⒁又は⒂の注記表（直近３期分）

※１　上記とは別に、市長が必要と認める書類等の追加提出を求める場合がある。

※２　提出書類の著作権は、応募する事業者に帰属する。事業者の選定結果及び提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときは、提出書類の内容を無償で使用できるものする。

※３　提出書類等は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年９月条例第４号）第６条の規定により、開示することがある。

19　審査選定等

⑴　資格審査

提出された書類について資格審査を実施し、失格の場合のみその旨を通知する。

なお、暴力団員の排除に係る調査については、次項⑵以下と並行して実施し、調査の結果、鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 11 号）第２条第２号に該当した場合は、その時点で失格とし、その旨を通知する。

⑵　選定

市が設置する鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出書類とヒアリングから、選定委員会が評価し選定する。

ヒアリングは、事業提案書等に基づき１事業者当たり 20 分程度でプレゼンテーションを行い、質疑応答は 25 分程度とする。プレゼンテーションは、本事業の中心的役割を担う者が行うこと。出席の際は、事業者名を特定できる社章等は、身に付けないこと。なお、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することはできないものとする。また、説明の補足用としてパワーポイント等の利用はできない。

ア　日程　　令和８年（2026 年）12 月７日（月）

イ　会場　　市内の市が指定する場所

⑶　評価項目

次に掲げる項目等を総合的に評価する。

評価項目	配点
ア　事業者についての評価	
(ｱ)　応募の動機	10
(ｲ)　保育所及び地域子育て支援拠点の運営の理念・目標、運営方針	5
(ｳ)　経営（財務）の実績	5
(ｴ)　投資資金計画	5
(ｵ)　経営（財務）の計画	5
(ｶ)　保育所等の運営実績（他の施設運営）	5
イ　保育所についての評価	
(ｱ)　保育能力	
a　保育内容	5
b　保育計画	5
c　配慮が必要な児童への対応	10
d　医療的ケア児の受入事業	10
e　給食・補食の提供	5
f　安全・衛生・健康管理	5
g　虐待を疑われる児童の早期発見の体制	5
h　事業者が行おうとする自主事業	5
(ｲ)　運営能力	
a　職員の配置計画	5
b　配置する施設長の像	5
c　職員の人材確保、人材育成、専門性の向上及び保育の質の向上	10
d　不適切保育を防止するための備え	5
e　苦情の受付及び対応	5

ウ　地域子育て支援拠点事業についての評価		
	(ｱ)　地域子育て支援拠点事業の考え方	5
	(ｲ)　地域子育て支援拠点事業の実施体制	5
	(ｳ)　職員の配置計画	5
	(ｴ)　運営効率や費用対効果を高める取組み	5
	(ｵ)　事業者が行おうとする自主事業	5
エ　施設の整備		10
オ　事業者が行おうとする自主事業		5

※　評価項目 ア(ｱ)、イ(ｱ)ｃ、イ(ｱ)ｄ、イ(ｲ)ｃ、エにかかる事業提案について、特に評価する。

⑷　選定結果

選定結果は、全ての応募事業者へ文書で通知するとともに、市のホームページで選定した事業者名を公表する。評価項目の内容についての質問には回答しない。

市は、選定結果により、⑶ 評価項目による評点が上位１位となった者を「最優秀提案事業者」、上位２位となった者を「次点候補提案事業者」として選定し、まず、最優秀提案事業者と期間を定めて事業提案の内容をもとに協定の締結に向けて具体的な条件等について協議を行う。

期間内に市と最優秀提案事業者との協議がまとまらない場合には、次点候補提案事業者と協議を行うものとする。

なお、評点が６割に満たない場合は選定しない。また、同一の評価項目において選定委員会委員の２人以上が１点以下の評点とした場合は選定しない。

評点について、最高点が２者以上において同点となった場合、その順位は選定委員会で決定するものとする。

⑸　再公募

選定の結果、選定委員会において選定された事業者がない場合は、該当なしとして、改めて公募を行う。

⑹　選定の取消

選定した事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、選定を取り消すことがある。

ア　提出書類に虚偽の記載や応募資格の要件を満たさなくなったとき。

イ　事業者の経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと認められるとき。

ウ　社会的な信用を損なう等により、本事業の整備運営事業者としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

20　全体スケジュール

内容	日程（予定）
募集要領閲覧期間	令和８年８月 17 日（月）～11 月 11 日（水） 【窓口の配架　８月 17 日から８月 31 日まで】
現地見学会参加受付期間	令和８年９月 14 日（月）～９月 17 日（木）
現地見学会	令和８年９月 29 日（火） 【予備日　９月 30 日（水）、10 月１日（木）】
質問受付期間	令和８年 10 月１日（木）～10 月５日（月）
質問回答期限	令和８年 10 月 14 日（水）
エントリーシート提出期限	令和８年 10 月 20 日（火）
応募受付期間	令和８年 11 月４日（水）～11 月 11 日（水）
ヒアリング審査	令和８年 12 月７日（月）
選定結果公表及び結果通知発送	令和９年１月予定
協定締結	～令和９年３月
開設準備	～令和 11 年３月
公私連携保育所の協定運営期間	令和 11 年４月１日～令和 41 年３月 31 日
公私連携型保育所開設	令和 11 年４月１日
地域子育て支援拠点施設開設	令和 11 年７月１日

第４章 その他

21　その他留意事項

⑴　提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。

⑵　本募集に要する費用は、全て応募者の負担とします。

⑶　書類の提出後に、辞退をする場合は、辞退届を提出してください。

⑷　提出された書類の内容は、誤字、脱字等の軽微な事項を除き、記載内容を変更することはできません。

⑸　市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑹　市は選定経過の公表等が必要な場合には、提出書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、市が提出書類等を事業者選定以外の目的のために無断で使用することはありません。

⑺　提出書類は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年条例第４号）の規定に基づき、非公開とする部分を除き公開する場合があります。なお、公開の可否は市が判断します。

⑻　本要領に定める事業は、本件事業の実施にかかる予算の議案その他市議会の議決・同意等を得ることを条件として進めています。市議会の議決・同意が得られない場合は、事業が実施できなくなることを予め御了承ください。なお、その場合であっても、応募等にかかる費用について、市は一切の補償の義務を負いません。

＜ホームページ＞

鎌倉市ホームページ － 健康・福祉・子育て － 子育て

－ 子育て施設(保育園・幼稚園・学童保育など)－「保育所等の整備運営事業者の募集について」

ＵＲＬ：https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/kyotenhoikujyo-ofuna.html

提出種類等はホームページからダウンロードをお願いします。（窓口配布はありません。）

＜問い合わせ先＞

鎌倉市御成町 18 番 10 号　鎌倉市教育委員会こどもみらい部こどもみらい課こども施設担当

TEL 0467-61-3895　　FAX 0467-23-8700　　E-mail koshise@city.kamakura.kanagawa.jp

別添

募 集 要 領 細 則

Ⅰ　公私連携型保育所　※募集要領Ｐ５参照

1　保育業務

⑴　保育に関する基本的な事項

ア　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育所の効用を最大限に発揮し、乳幼児の福祉を積極的に推進すること。

イ　家庭や地域との連携を図り、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。

ウ　保育所の管理を行うにあたり、利用者の平等な利用を確保すること。

エ　保育所の管理を行うにあたり、児童福祉法及び関係法令等を遵守し、管理の質の向上に取り組むこと。

オ　神奈川県が定める「保育所認可等の手引き」に則ること。

カ　神奈川県が定める「社会福祉法人等の指導監査-社会福祉施設の指導監査基準 児童福祉関連」にて問題点があった場合には、速やかに問題点の解消に努める必要な措置をとること。

⑵　定員

80 名（０歳児～就学前児童）

※　０歳児は、生後２か月以上の児童とする。

※　実際の定員は、移管を受ける大船保育園の在園児全員が入所できることを前提に、地域の待機児童及び保留児童の状況を踏まえ、市と整備運営事業者の協議によって決定する。

※　募集要領７⑵のとおり、小規模保育事業所からの受入れ児童数を考慮した定員数となる。

⑶　開所日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）は除くものとする。

⑷　開所時間

ア　月曜日から金曜日

午前７時から午後７時まで（12 時間以上とする。）

イ　土曜日

午前７時から午後６時まで（11 時間以上とする。）

⑸　通常保育時間

ア　保育標準時間

11 時間（午前７時から午後６時まで）とする。

イ　保育短時間

８時間（午前８時 30 分から午後４時 30 分まで）とする。

⑹　延長保育事業

次のとおりとする。異なる水準で実施する場合は、市と協議の上、決定する。

ア　実施時間

㈠　保育標準時間

開所時間に対する通常保育時間(午前７時から午後６時まで)の前後の時間

【例】開所時間が午前６時から午後７時までの場合、延長保育実施時間は午前６時から午前７時まで、午後６時から午後７時まで

㈡　保育短時間

開所時間に対する通常保育時間(午前８時30分から午後４時30分まで)の前後の時間

【例】開所時間が午前６時から午後７時まで、延長保育実施時間は午前６時から午前８時30分まで、午後４時30分から午後７時まで

イ　保育料

㈠　保育標準時間

30 分あたり 200 円とし、１か月 4,000 円を上限とすること。

㈡　保育短時間

30 分あたり 200 円とすること。

⑺　職員配置条件等

ア　施設長

施設長は、健全な心身を有し、保育所を適切に運営できる者であって、次の要件をすべて満たすこと。

㈠　保育士又は社会福祉主事の資格を有すること。

㈡　認可保育所等において、保育経験が 10 年以上かつ施設長として５年以上勤務した経験を有すること、若しくはこれと同等の経歴、識見、能力を有すること。ただし、事業開始後に不測の事態等により、本条件を満たすことができない場合は、市と協議するものとする。

㈢　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 14 条に規定する帳簿の整備ができること。

㈣　施設長は専任かつ常勤とし、他の施設と兼務しないこと。

イ　主任保育士

主任保育士は、施設長を補佐する者として１名以上配置し次の要件をすべて満たすこと。

㈠　保育士の資格を有すること。

㈡　認可保育所等において、保育経験が 10 年以上かつ主任保育士としての経験が５年以上勤務した経験を有すること。ただし、事業開始後に不測の事態等により、本条件を満たすことができない場合は、市と協議するものとする。

ウ　保育士（園長及び主任保育士を除く）

各クラスに担任として保育士を配置すること。

保育士の数は、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年１月条例第５号)第 46 条第２項に規定する数以上とする。

また、配置に当たっては、保育経験に配慮し、特に中心的役割を担う保育士は保育経験

豊かな者を配置するとともに、バランスのとれた年齢層の職員構成とすることで、日々の保育が支障なく円滑に実施できるよう努めること。

エ　特別支援保育のための保育士等

障がい児等、配慮が必要な児童を受け入れるため、保育士等の加配等をすること。

オ　調理員

調理員は、児童の年齢や健康状態に応じた適切な調理を実施できる者とし、アレルギー児（複数の食材に起因するものも含む。）等に対応できる人員を配置し、調理師又は栄養士の資格を有する者を配置するよう努めること。次項カ　栄養士　以外の調理員のうちの１名以上は、集団給食の実務経験を１年以上有する者を配置すること。

ただし、調理業務の全部を委託する場合は、整備運営事業者（公私連携保育法人）が雇用する調理員を置かないことができる。

カ　栄養士

児童及び保護者が栄養に関する適切な指導管理を受ける環境を確保するため、集団給食、アレルギー食対応、離乳食対応等の給食管理・栄養管理の経験を１年以上有する栄養士を１名以上配置すること。その環境を確保することができる場合は、調理員その他の職員、又は他の施設の栄養士と兼務することができる。

キ　看護師、准看護師、保健師又は助産師

医療的ケア児の受入事業（看護師常駐型）の実施のため、必要な数の看護師等を配置すること。

ク　嘱託医

嘱託医を配置すること。

ケ　その他

(ｱ)　乳児クラス（０歳児及び１歳児）は、乳児保育の経験者をそれぞれ最低１名配置すること。

(ｲ)　児童の登園及び降園時間には、１名以上の正規職員が保育所内に常駐すること。

(8)　保育所の給食管理・栄養管理について

ア　給食は、献立に基づき、保育園内での自園調理方式とし、全て当日調理し当日喫食を原則とすること。

イ　給食を提供するに当たり、定員に応じた必要な調理員を配置するとともに、栄養士が指導できる体制を整備すること。

ウ　０歳児から５歳児まで完全給食とし、厚生労働省関係通知等を遵守し調理すること。

エ　給食に関する食材の使用に関し、次のとおり実施すること。

(ｱ)　だしは昆布、かつお節、煮干などの天然のだしを使用し、食材本来の風味を生かした味付けを心がけること。

(ｲ)　魚や海藻類（ひじき等）、乾物（切干大根、高野豆腐等）、おからなど伝統的な日本の食材等を使用した和食の献立を積極的に取り入れること。

(ｳ)　食材は、国内産で旬の野菜や果物を中心し、地場産物を積極的に取り入れること。

(ｴ)　既製品や冷凍食品（原材料など冷凍状態での流通・販売が一般的な食品は除く）の使用は控え、なるべく手作りとすること。

(ｵ)　毎日使用する調味料は、できる限り添加物の少ないものを使用すること。

(ｶ)　ハム、ベーコン、練り製品などは、防腐剤などの添加物の少ないものを使用すること。

オ　献立表及び給食だよりを毎月保護者に配布すること。

カ　給食区分は、次のとおりとすること。

(ｱ)　０歳児から２歳児まで午前のおやつ、昼食、午後のおやつ（離乳食を含む）。

(ｲ)　３歳児から５歳児まで昼食、午後のおやつ。

(ｳ)　延長保育時間には、補食の提供を行うこと。

キ　食物アレルギー児に対しては、アレルギー献立表を保護者に配布し、生活管理指導表に基づき除去食等で対応すること。

ク　栄養士、給食調理従事者、調乳及び食事介助に関する保育士は、「EHEC」、「腸管出血性大腸菌Ｏ157」、「赤痢菌」、「サルモネラ菌」、「腸チフス」及び「パラチフス」を含む検便検査を毎月１回（６月～10 月については毎月２回）以上行うこと。また、10 月から３月の間には月に１回以上行い、必要に応じてノロウイルスの検便検査を受けるよう努めること。

(9)　特記事項

ア　帳簿等の作成

保育所の管理運営にあたり、次に掲げるもののほか必要な帳簿等を作成、保管すること。

(ｱ)　保育課程、指導計画（年案、月案など）、消防計画

(ｲ)　保健計画、食育計画

(ｳ)　保育日誌、児童出席簿、延長保育等記録、保育所児童保育要録、児童票

(ｴ)　乳幼児睡眠観察記録、与薬連絡票、与薬確認表

(ｵ)　事故報告書、施設整備の安全点検簿、避難訓練実施記録簿

(ｶ)　職員会議録、研修報告書、職員健康診断記録

(ｷ)　給食日誌、給食検討会会議録、検食記録簿、衛生チェックリスト、施設安全点検表

(ｸ)　現金受払簿

イ　その他

(ｱ)　運動会等の通常の行事のほか、家庭との連携や地域との交流事業は継続して実施すること。

(ｲ)　保育に係る会議へ出席すること。

２　一時預かり事業

次のとおりとする。異なる水準で実施する場合は、市と協議の上、決定する。

(1)　対象児童

市内在住の０歳６か月から就学前までの児童

(2)　実施日及び時間

ア　月曜日から金曜日

午前８時から午後６時まで

イ　土曜日

午前８時から午後４時 30 分まで

(3)　保育料

1 時間あたり 400 円（延長：30 分あたり 200 円）

3　保育情報の提供、相談及び助言事業

保育所の地域育児事業として、児童福祉法第 48 条の４に規定する保育に関する情報の提供、相談及び助言等を行い、地域住民に開かれた保育所運営を行うこと。

4　乳児等通園支援事業

次のとおりとする。異なる水準で実施する場合は、市と協議の上、決定すること。

⑴　類型

原則、一般型（独立専用室）とすること。

⑵　対象児童

市内在住の０歳６か月から満３歳未満の児童

⑶　開所日

上記１ ⑶の範囲内で実施すること。

⑷　利用料

国が示す額を基準とすること。

5　医療的ケア児の受入事業

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第 81 号）、鎌倉市「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」（令和８年３月）等に基づき実施すること。

Ⅱ　地域子育て支援拠点事業　※募集要領Ｐ５参照

⑴　事業内容

地域の子育て支援拠点施設にて、妊婦及びパートナー、乳幼児のいる子育て中の親子を対象として、「妊娠期及び子育て期の地域における伴走支援の拠点として、妊娠・子育てに関する支援を積極的に推進し、地域福祉の一層の増進を図ることを目的とする施設」として有効利用されるよう利用率向上を心がけるとともに、次に掲げる事業を検討、実施すること。

ア　支援拠点の事業の企画及び実施に関する業務（「地域子育て支援拠点事業実施要綱」（令和６年３月 30 日　こ成環第 113 号　こども家庭庁成育局長）４　実施方法　等）

(ｱ)　妊婦及びパートナー、子育て親子が日常的に利用できる居場所となるよう、交流の場を提供し、交流の促進を図ること。また、隣接する保育所等の事業所と連携、活用した事業も展開すること。

(ｲ)　妊婦及びパートナー、子育て親子との関係性を構築し、来所、電話、メール等を利用した妊娠期、子育ての不安に関する相談、援助をすること。

(ｳ)　妊娠期、子育てに関する情報の収集及び提供をすること。

(ｴ)　妊娠期、子育て及び子育て支援に関する講習、催し等を実施すること。（月１回以上）

妊婦及びパートナーや保護者を対象とした子育てに関する講習等のほか、季節を感じられるような催し物や併設する保育所施設を利用した活動や催し物を企画すること。

(ｵ)　関係機関等との連絡及び協調を図る取組を実施すること。

(ｶ)　多世代交流事業、地域団体と協働して伝統、文化、習慣・行事を実施し、親子の育ちを支援する取組を実施すること。

(ｷ)　地域ボランティアの育成、自治町内会、子育てサークル等と協働した地域団体の活性化等地域の新たな子育て資源の発掘、育成を図るとともに、地域の子育て資源と連携した子育てにおける孤立防止に取り組むこと。

(ｸ)　地理的に子育て支援センターに来所しづらい地域に出向き、公共施設等を活用した出張ひろばの実施を検討し、実施すること。

(ｹ)　障害児、多産児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の設置や相談、援助、講習を行う取組を検討し、可能なことから実施すること。

(ｺ)　その他、両親が揃って参加できる講習会の実施など子育て支援に関する取組を検討、実施すること。

(ｻ)　一時預かり事業(「地域子育て支援拠点事業実施要綱」(令和６年３月 30 日こ成環第 113 号 こども家庭庁成育局長「地域子育て支援事業の実施について」４-(2)-④-(ｱ)))

イ　地域子育て支援拠点施設の利用に関する業務

(ｱ)　利用者の把握

(ｲ)　遊具の清潔の維持

(ｳ)　保護者向けの情報誌や育児雑誌の備え付け

(ｴ)　利用者が食事のできるスペースの確保

(ｵ)　定期的に利用者や講座等の参加者に対し、アンケート等によるニーズの把握を積極的に行うとともに、それらのニーズを事業内容に反映させ、より良い事業運営を図ること。その結果及び業務改善への反映状況を市に報告すること。

(ｶ)　ホームページ等を作成し、事業の紹介等の情報発信を行うこと。

(2)　開館日等

次のとおり。ただし、整備運営事業者が必要と認めるときは、市と協議のうえ臨時に変更することができる。

ア　開館日及び開館時間

月曜日から土曜日までのうちの週５日とする。午前９時から午後５時まで。

イ　休館日

(ｱ)　日曜日及び月曜日から土曜日までのうちの市が指定する１日

(現行の鎌倉市子育て支援センター条例では、日曜日及び土曜日と規定していますが、今後改正を検討していく予定です。)

(ｲ)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(ｳ)　12 月 29 日から１月３日までの日(前号に掲げる日を除く)

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までにかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、市の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(3)　利用料等

利用者から利用料を徴収することはできない。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費(材料費等の経費)で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することができる。

⑷　職員配置条件等

配置する職員は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を常時２名以上配置し（うち１名は週５日勤務する常勤職員を配置すること）、配置する職員に研修を受講させるなど、職員の資質向上に努めること。

各センターに配置する職員は、常勤、非常勤を問わず、できる限り保健師、助産師の配置に努めるとともに、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有し、地域の子育て事情に精通した者とすること。

⑸　年間負担金（予定）

市は地域子育て支援拠点施設の事業実施にかかる人件費に加え、一定の経費を整備運営事業者に支払う（負担金）。負担金の予定総額は以下のとおり。業務内容に変更等が生じた場合は、上限額も変更することがある。

実際の負担金の額は、市と整備運営事業者が毎年度、整備運営事業者が人件費等を含む見積額を算出し、市と協議のうえ、（仮）大船地域子育て支援拠点運営 に関する協定を締結し、市が整備運営事業者に負担金を支払う。

年度協定を締結するに当たっては、市が指定する時期に整備運営事業者から事業に係る経費の見積書を徴取する。負担金金額（総額）は、市が予め定める予定価格以下の金額で決定する。

対象年度	上限額（予定）
令和 11 年度	13,398,750 円
令和 12 年度以降	18,882,000 円

なお、令和 13 年度以降の年間上限額は令和 12 年度年間上限額に物価高騰の影響を見込んだ額とする。

⑹　事業報告

利用者数、相談件数や活動状況（講習等）の活動報告書を毎月ごとに提出すること。

Ⅲ　共通その他　※募集要領Ｐ５参照

⑴　緊急時・災害時の対応

ア　児童の急な病気等に対応できるように薬品等を常備するとともに、急病、負傷発生時の対応マニュアルを整備し、職員に周知を図り、発生時に的確に対応できるようにすること。

イ　災害時及び不審者侵入時の児童等の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応マニュアルを作成し、職員に周知を図り、対応訓練の実施等の対策を講じること。

⑵　適切な情報管理

業務上知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び鎌倉市個人情報保護条例（平成５年条例第８号）の規定を遵守し、漏えい、滅失及びき損等の防止その他個人情報の適切な管理を行うために、必要な措置を講じること。